

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第259号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった行政文書を特定した上で、当該行政文書を開示決定したことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年2月14日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成16年度に広島県が実施した『浄化槽設置状況調査』（以下『本件調査』という。）により把握された設置数の実体。同実数が全設置者の何%相当になるか等の資料で同調査の目的が達成されたことが把握できるもの。（以下『本件請求文書』という。）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する行政文書の特定及び開示の決定

実施機関は、本件請求に対し、「広島西部地域浄化槽設置状況調査結果概要及び広島東部地域浄化槽設置状況調査結果概要」を本件請求に対応する行政文書（以下「本件対象文書」という。）として特定した上で、行政文書開示決定（以下、本件文書特定及び開示決定を併せて「本件処分」という。）を行い、平成19年2月28日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年3月19日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件請求に対し、実施機関が行った本件対象文書の開示決定について、なお外に本件請求文書に該当する文書が存在するとして、その開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書における主張

開示請求した文書の内容は、実施機関担当者及び行政情報室担当者同席の上、約30分間説明し、内容理解の上関係資料を約1週間かけ調べても

らったにもかかわらず、添付書類2枚がその回答であった。同文書の2枚では、質問内容の回答になっていないだけでなく、文書請求の内容からして本2枚しか「無い」とするのは納得できない。

本請求の内容は、平成19年度環境部環境対策局循環型社会推進室の具体的施策の企画根拠の正当性を証するものである。本施策は、平成16年度の「浄化槽設置状況調査」の成果を踏まえ企画・実施されるものであり、この調査は当時の環境局長が「所期の事業目的が達成されるとともに、所定の費用効果や効率的な財源の活用が図られた」としたものである。また、住民監査請求により広島県知事は、県監査委員よりその実施のあり方・費用関係等について改善勧告を受けたものでもある。こうした状況を勘案した時、本年度の施策には上記調査の成果が反映したものであることを立証する責が実施機関にある。

(2) 意見書及び口頭による意見陳述における主張

ア 実施機関は、本件請求書の「請求する行政文書の件名又は内容」欄に記載された「平成16年度に広島県が実施した『浄化槽設置状況調査』により把握された設置数の実態。同実数が全設置者の何%相当になるか等の資料で同調査の目的が達成されたことが把握できるもの。」との文言を、「浄化槽設置状況調査」の目的が達成されたことを示すものとして、把握された設置数の実態及び全設置者の何%になるかを示す資料と限定的に理解したとしています。

請求者は、「把握された設置数の実態及び全設置者の何%になるかを示す資料等」と設置実態調査の目的が達成されたことが把握できる一つの具体例として示したとして事あるごとに説明しておりますが、実施機関はその主張を無視し、「記載文から理解した」として、本件請求内容に合致するものは、本件対象文書の2枚しか存在しないとの主張を繰り返します。

イ 実施機関は、「行政文書開示請求書」の「請求の件名又は内容」での記載文からの読み取りを理由として、「限定的に解釈した」と主張しますが、異議申立人は、下記3点から実施機関の主張は根拠のないもの、請求者の請求意図を無視した行政サイド判断の押し付けであり、このような行政対応はあってはならないことを強く抗議するものです。

理由)

① 本件請求当日（平成19年2月14日）は、窓口である行政情報室1名、循環型社会推進室1名立会いの上、請求書を手渡すと同時に、約1時間をかけ、請求の趣旨・内容・当方の意図・何が知りたいかを説明し、理解いただいたことを確認した。

② 同年3月7日、閲覧に当たって、前記2名の方の同席を願い、開示資料が請求意図を反映していないことを指摘、改めて何を知た

いか等約1時間説明したが、「請求書は限定した表現としか読めない」との一点張りであった。

- ③ 次に（資料A・B・C）をご覧ください。請求者の請求意図等を詳しく説明し、請求者の主張が正当であることを示す具体的資料です。

（資料A）

3月7日開示文書閲覧時の交渉記録（了解を得てテープ収録した、開示資料閲覧時点で当方の請求趣旨が、また既に請求書提出時に説明済みであることもあわせ確認できます）。

（資料B）

平成19年4月19日～5月21日間の交信記録

（資料C）

さらに、そもそも何故今頃、「浄化槽設置状況調査」に係る資料が必要となったかから説明する資料＝25P。（公開請求時点から繰り返し説明した内容の資料）

以上、実施機関の誤りは、請求者は何を求めているか？を認識することを怠り、「請求文を読めば」との解釈を理由に、請求者にとっては意味の少ない数値をもって回答とすることを独断。「開示決定通知書」以降、本人の意向には沿わない県の解釈に沿って「件名及び主旨」に見られる一方的タイトル付け（等）で事務処理しており、こうした誤った事務処理のやり方が、請求者の意向をまげて解釈あるいは県の意向に沿う方向性を作りあげた。

こうした実施機関の対応はまことに遺憾です。

また、今回の文書公開請求にかかわった実施機関（行政情報室、循環型社会推進室、行革推進室等すべての機関）において、法（条例・要綱）違反・「ウソ・偽り」「誤った教示」「詭弁」「口裏あわせ」「職責回避」等々があったことを申し添えておきます。

審査会の事務局方からの一方的情報だけでなく、異議申立人からの情報もあわせ取り入れていただきたく、あえて県と同様の資料も用意しております。例えば、経過説明書だけをみても、県の報告のような簡単なものではなく、複雑な紆余曲折をたどってきたことを当方の資料からうかがうことができるはずですが、是非ご確認いただきたいからです。

- ウ それでは「請求した資料とはどんなものを言うのか」について改めて言及しておきます。

請求内容は「浄化槽設置状況調査の目的が達成されたことが把握できる具体的な資料、たとえば把握された設置数の実数、そのシェア等。」です。

そこで、「調査の目的」とは何だったのでしょう？実施されたアンケートハガキや当時の環境局長名での平成13年6月30日付け回答書といった2点の資料から、浄化槽設置者の住所・氏名、所有者（or 管理責任者）、委託管理会社を把握することが調査の目的であった事がわかります。

当時の職員の説明によると、特に平成9年までの設置者の把握状況が極めて悪く、事前の未確認は約6万世帯（設置者の約40%）と推定されており、実は、この約6万世帯の特定が「実態を把握すること」の最大の目的だったとのことでした。

ところで、環境局は上記回答書の中で、本件調査の成果を次のように論じています。4 事業の費用対効果についての項で、「③浄化槽データの解析等を通じた環境施策への反映が容易になる。」としていることです。

新聞報道に見られる循環型社会推進室の平成19年の二大施策は、上記4-③で述べていることから考えると「調査結果を反映させた施策」と捉えられます。

調査の目的は、集計・まとめという形で結果が得られ、その結果が資料として次年度施策に反映される。この流れが県行政においても一般的に行われているとすれば、「調査の目的が達成されたことが把握できるもの」とは、以上述べてきたことに係わる全ての資料ということになります。

施策は、「現状の把握（調査もその手段の一つ）→問題点の抽出→対策案の検討→企画の立案→施策→実施」という流れの中で実施される」という施策立案のフローが日常業務の中に根付いていないときには、場当たりの施策となってしまいます。

今回の実施機関がした、請求者の請求意図の把握と資料の特定に係わる判断は、広島県の行政の体質が「場当たりの」ではないかを窺わせませす。

エ 以上から「請求した資料」についての特定に係る実施機関の主張は独断的で、広島県情報公開条例および広島県情報公開事務取扱要綱に違反する。よって、すみやかに請求者の求める資料の提出を要求します。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を特定し、開示決定した理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求の内容は、本件調査で把握された浄化槽の設置数及びその全体

に占める割合を示した資料であることから、その結果を整理した「広島西部地域浄化槽設置状況調査結果概要及び広島東部地域浄化槽設置状況調査結果概要」が該当する。

- 2 また、浄化槽管理者に法令等により義務付けられている廃止届や浄化槽管理者変更報告等が行われていないものがあり、その実態が浄化槽台帳に反映されていない課題があった。このため、浄化槽の有無や現状などを正確に把握することを目的として、全浄化槽のうち、廃止されている実態、未確認となっている状況について調査を行った。その結果、全体の43%が未確認となっていることなどを把握できたことから、当該調査の目的が達成されたものである。

このことは、本件請求の内容であるところの「本件調査の目的が達成されたことが把握できるもの」に合致していることから、本件対象文書を特定した上で開示決定したものである。

- 3 なお、本件調査は、緊急雇用の施策の一環として実施したものであり、浄化槽台帳の精度向上を目的として実施するという意思決定に係る文書、又は、予算（調査の委託料）支出に係る文書は保有しているが、県の組織としては、本件調査の事後検証や評価も実施しておらず、それらに関連する文書も作成していない。このため、「本件調査の目的が達成されたことが把握できるもの」としては、本件対象文書しか保有していない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「広島西部地域浄化槽設置状況調査結果概要及び広島東部地域浄化槽設置状況調査結果概要」である。

異議申立人は、「請求案件の内容や実施機関に説明した請求趣旨などにかんがみると、開示対象文書が開示決定された文書にとどまるとは思われず、この外にも、「調査の目的が達成されたことが把握できるもの」に該当する文書が存在する」と主張し、具体的には、「本件調査結果を反映させた施策としての循環型社会推進室の平成19年の二大施策に係わる全ての資料」が該当する旨を主張しているが、実施機関は、本件請求に該当する文書として本件対象文書を特定したものであり、異議申立人の上記主張は当たらないとしているので、本件対象文書の特定の妥当性について、以下、検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 条例第6条第1項によれば、行政文書の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項を記載した書面を提出しなければならないとされている

ところであり、開示請求のあった行政文書が何であるのか、すなわち対象文書の特定にあたっては、開示請求書に記載された内容により合理的にとらえるべきである。

- (2) 本件請求書中の「請求する行政文書又は件名」欄には、「・・・『浄化槽設置状況調査』により把握された設置数の実体。同実数が全設置者の何%相当になるか等の資料で同調査の目的が達成されたことが把握できるもの。」と記載されていることから、本件調査の目的を確認して対象文書を特定する必要がある。

そこで、当審査会において、対象となる浄化槽設置状況調査の関係文書を見分したところ、本件調査の目的は、浄化槽の有無や現状などを正確に把握することにより、浄化槽台帳の精度を向上させることにあると認められる。このため、この現状把握をまとめたものの成果物としては、確認できた浄化槽の設置数や割合などを記載した「本件調査の結果概要」の2枚しか対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、合理性が認められる。

- (3) また、当審査会において、本件調査に関する対象文書リストを見分し、各種起案文書等を確認したところ、本件調査に係る委託契約締結等の各種文書は存在したが、異議申立人が主張する「本件調査の目的が達成されたことが把握できるものとしての『平成19年度環境部循環型社会推進室の具体的施策の企画根拠の正当性を証するものに関する資料』」に該当する行政文書は見当たらなかった。
- (4) 以上のことから、実施機関が本件対象文書を、本件請求に対応する文書として特定し開示した決定は妥当であると認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 4. 18	・ 諮問を受けた。
19. 5. 7	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 7. 2	・ 実施機関からの理由説明書を收受した。
19. 7. 20	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 8. 17	・ 異議申立人から意見書を收受した。
20. 12. 4 (平成20年度第2部会第9回)	・ 諮問の審議を行った。
21. 1. 22 (平成20年度第2部会第10回)	・ 諮問の審議を行った。
21. 2. 5 (平成20年度第2部会第11回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
21. 3. 6 (平成20年度第2部会第12回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。・ 諮問の審議を行った。
21. 4. 23 (平成21年度第2部会第1回)	・ 諮問の審議を行った。
21. 5. 28 (平成21年度第2部会第2回)	・ 諮問の審議を行った。
21. 6. 18 (平成21年度第2部会第3回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院社会科学研究科准教授
山 本 一 志	弁護士
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院社会科学研究科教授